

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

応募開始	2019年8月19日(月) 13時
応募締切	2019年9月20日(金) 15時 採択公表: 2019年10月末予定
事業期間	交付決定日から2020年1月31日(金)まで
申請方法※	【電子申請のみ】の受付となります。郵送、持参、FAX等による提出は受付できません!!

※ 電子申請は『ミラサポ』(中小企業庁が開設した支援ポータルサイト <https://www.mirasapo.jp/>)に会員登録し、ページ内に設けられた【ものづくり補助金電子申請システム】にログインして、申請してください。

= 電子申請の流れ =



事業の目的・概要

生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者等の設備投資等の一部を支援します。

対象類型と補助額・補助率等

対象類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
基本要件	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行う事業	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行う事業
3～5年計画で、「付加価値額」年率3% 及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。		
一般型	・補助額: 100万円 ～ 1,000万円 ・補助率: 1/2以内 ※ ※生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」、又は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を、2018年12月21日以降に新たに申請(申請中を含む)し、それぞれ認定・承認を受けた場合: 2/3以内	生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(注)
小規模型	・補助額: 100万円 ～ 500万円 ・補助率: 1/2以内 ※ ※生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」、又は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を、2018年12月21日以降に新たに申請(申請中を含む)し、それぞれ認定・承認を受けた場合: 2/3以内 ※小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20名以下の特定非営利活動法人の場合: 2/3以内	

上記の各型には、複数の中小企業の共同申請や特定非営利活動法人も申請が可能です。

・共同申請として申請を行う場合、共同申請者全体の補助上限額が一般型1,000万円、小規模型500万円となります。

・広く中小企業一般の振興・発展に直結する活用を行う特定非営利活動法人は、法人単体、又は中小企業と共同で申請できます。

注) 専門家の活用がある場合の補助申請額は、補助率の範囲内で、上限額が一般型は1,030万円、小規模型は530万円に増額されます。

支援スキーム



■ 公募要領、電子申請マニュアル等は「大阪府中央会」のホームページをご覧ください。

= お問い合わせ先 =

https://www.maido.or.jp/mono_hojokin/

申請内容について 大阪府中小企業団体中央会 ものづくり中小企業支援室 TEL 06 - 6947 - 4378
 電子申請システム操作 ものづくり補助金サポートセンター TEL 0800 - 600 - 0258
 お問い合わせの受付時間: 10:00～12:00 13:00～17:00/月～金(祝日除く)